

人権週間

12月4日～10日



皆さん、十二月四日から十日までは第四十三回目の「人権週間」です。

基本的人権は、我々の祖先が貴重な努力を積み重ねて獲得したものであり、国民の一人ひとりが努力して守り育てていかなければならない権利です。しかし、現実には国民すべてに人権尊重の精神が十分に行き渡っているとはいえず、ややもすれば自己の権利のみを主張し、他人の人権を顧みない風潮もみられます。

- そこで、高知地方事務局と高知人権養護委員連合会では、今年の人権週間に当たって、次の六つを強調事項として積極的に啓発活動を展開していきます。
- ①国際化時代にふさわしい人権意識を育てよう
 - ②部落差別をなくそう
 - ③いじめ、体罰の根を絶とう
 - ④女性の地位を高めよう
 - ⑤障害者の完全参加と平等を実現しよう
 - ⑥高齢者の人権を尊重しよう
- 皆さんの手で、この大切な人権を守り、差別やいじめのない社会をつくっていきましょう。

部落差別は、明治以後なぜ

残されてきたのでしよう ⑥

部落につくられた簡易小学校は、西谷平等会等の本校へ統合せよ、との働きかけがきっかけとなって、一八八七（明治二十）年ころから次第に統合されるようになりまし。一八九七（明治三十）年坂折分教場は、長岡尋常小学校に合併されました。しかし、部落では、合併された本校へ行けなかった子どもたちがたくさんいました。

このために、一九〇二（明治三十五）年二月、高知県訓令甲第九号によって「特別学級」の編成が許されました。この学級は、就学率の向上を図るため、短期の就学で卒業させるといふ、特別な行政措置でした。

長岡小学校では、一九〇二（明治三十五）年五月二十三日に入学し、同月二十五日に卒業した者二十八名、同年六月十七日入学し、七月三十一日に卒業した者九十八名（数

同和教育シリーズ

名を除いて大部分は部落の子です）が別冊となった卒業生名簿に載っています。なんと前者は三日間、後者は四十五日の在学で卒業させているのです。この間に、どのような教育が行われたのでしょうか。行政が就学率のパーセントを上げるための、名目的な就学施策ではなかったかと考えられます。

この「特別学級」のことは、香美郡吉川小学校など部落のあるほとんどの学校で開設されたと思われませんが、記録に残っているのは少ないようです。このように、学校の体制は形のように整ってききましたが、三日や四十五日の在学で果たして「読み・書き」ができるようになるのでしょうか。

きびしい差別のためきちん

とした教育を受けることができなかつた部落の人たちは、明治、大正はもとより昭和の時代にも、かなりの数にのぼったと推察されます。差別と貧しさのため文字を奪われた人びとは、生涯どんな生活を送ったのでしょうか。自分の名前さえ書けない人びとの日常生活はまことにみじめなものでした。

解放令が出されたあとも差別は根強く残り、部落の人たちは、近代産業にはまったく雇用されなかつたため、年月の経過するにつれて、部落と部落外との生活格差はますます広がり、部落の人たちのなかには、教育を受けさせる余裕のない人たちがたくさんできたのです。

こうした教育を受けることのできなかつた人たちが、奪われた文字を取り返すため、今日では識字学級で学んでいます。